

## 答申（拡散防止の措置及び公表内容）〔令 4-1〕

### 第 1 審査会の結論

5 本件諮問に係る諮問書の別紙（以下「諮問書別紙」という。また、用語の意義は、諮問書別紙の例による。）の内容については、諮問書別紙の 2 (1)、(2) 及び(4)並びに諮問書別紙の別表（以下単に「別表」という。） 1 ないし 3 に関し、次のとおり意見を述べ、諮問書別紙の 2 及び別表 1 ないし 3 について別紙のとおり修正し、市民の理解を求めるよう配慮されたい。

10 1 諮問書別紙の 2 (1)に記載される「本件答申では、」という文言については、「本件では、」とするのが適当である。

15 2 諮問書別紙の 2 (2)の本件各表現活動に係る表現の内容の概要中、「本件各表現活動中、本件各記事及び本件ポストにおいて該当する表現の内容の概要欄記載のとおり」とあるのを「本件各記事及び本件ポストについて下記別表 1 ないし 3 に記載のとおり」とするのが適当である。

20 3 諮問書別紙の 2 (4)の本件各表現活動を行ったものの氏名又は名称等については、いずれも「【本件表現活動24が削除されない場合】」に記載の内容とするのが適当である。併せて、本件表現活動 1 ないし 23 を行ったものと本件表現活動 24 を行ったものとは同一であると判断した理由についても記載されたい。なお、諮問書別紙の 2 (4)ほか 1 か所に記載されている「視聴」という文言については、「閲覧」とするのが適当である。

25 4 別表 3 中、本件表現活動 24 に係る表現の内容の概要については、本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態であっても、「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓国籍のオス」とし、本件各表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられることから、市民の理解を得られるよう第 2 の 3 (2)記載の表現活動に係る表現の内容を公表する趣旨を付記し、併せて別表 1 ないし 3 の欄外注記それぞれにも同趣旨を付記されたい。

35 5 別表 1 ないし 3 中、それぞれ最上段左から 3 列目の欄に記載される「本件各記事において該当する表現の内容の概要（注）」中の「該当する」については、誤解が生じないよう「ヘイトスピーチに該当する」と明示することが適当である。

また、別表 3 については、当該明示と併せて、「本件各記事」を「本件各記事及び本件ポスト」とするのが適当である。

### 40 第 2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）に対しては、簡易書留により、相当の期間を与えて、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、併せて申出人からの申立てがあれば、同条第3項に基づく口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、意見等の提出はなかった。

5  
5 (2) 本件各表現活動を行ったもの

ヘイトスピーチ該当性等の調査審議（令和4年7月12日付け大市民第241号及び令和6年8月8日付け大市民第298号による諮問を受けた調査審議をいう。）において、本件各表現活動を行ったものについては、令和7年11月10日付け大へ審答申第3号の1（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令4-1〕の第2の2(2)に記載のとおりその所在は判明していない。

したがって、本件諮問に係る調査審議においても、本件各表現活動を行ったものの所在が判明しないため、条例第9条第2項ただし書に基づき、本件各表現活動を行ったものに対する意見等提出手続はとらなかったものである。

10  
15  
2 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置について

諮問書別紙の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は、本件表現活動24については、大阪市長の補助組織である大阪市民局において、以下の措置が取られた。

まず、本件サイトを運営するプロバイダに対し、令和7年11月11日付けで本件ポストにおける報告フォームを通じて、また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、削除申出窓口として設けられた権利侵害が疑われるポストに関する申請を受け付ける専用の申請ページにおいても差別表現を含む旨の報告を行い、併せて郵送による削除要請を行った。

その後、令和7年11月26日現在においても、引き続き、本件サイトに本件ポストが掲載され、不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていたことから、本件プロバイダに対して本件ポストの削除要請を行うよう、同日付けで大阪法務局に依頼した。

30 以上のとおり、条例第6条第3項ただし書の規定に基づき、緊急を要するときとして拡散防止の措置を行っていることから、適当であると認める。

本件表現活動1ないし23に係る内容については、インターネット上で公開されていた本件各ウェブページが閲覧できない状態になっていることから、表現の内容が拡散されることはないことを踏まえると、適当であると認める。

35  
3 公表の内容について

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識について

諮問書別紙の2(1)に記載された内容は、大阪市がヘイトスピーチに該当すると認定した表現活動を特定するために必要な情報であるから、内容の公表は適当であると認める。なお、「本件答申では、」という文言については、「本件では、」とするのが適当である。

40  
(2) 本件各表現活動に係る表現の内容の概要について

本件各表現活動のうち、本件表現活動24のみ、令和8年3月16日現在においても削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態に置かれていることから、同内容を公表することにより、本件表現活動24の拡散を助長するおそれがある。また、本件表現活動24を含む本件各表現活動に係る表現の内容の概要を公表すること

で、本件各表現活動により被害を受けた在日韓国・朝鮮人の方々に再度被害を生じさせるのではないかと憂慮する意見が出ることも考えられる。しかしながら、諮問書別紙の2(2)及び別表1ないし3に記載された内容は、本件各表現活動が条例第2条第1項各号に規定しているヘイトスピーチに該当すると認定した根拠となるものである。

また、同内容の公表によって、ヘイトスピーチの表現内容を一般市民に周知し、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進することで、より人権意識が高揚されるとともに、ヘイトスピーチの抑止につながるものであると考えられ、また、大阪市が条例に基づき公正にヘイトスピーチ認定を行ったことを示すことにもなる。

よって、こうした公表の趣旨を付記して市民の理解を求めるよう配慮した上で、本件各表現活動に係る表現の内容の概要を公表することが、条例の目的にかなうと考えられる。

以上のことから、本件各表現活動に係る表現の内容の概要の公表にあたっては、表現活動に係る表現の内容を公表する趣旨を付記し、併せて別表1ないし3の欄外注記それぞれにも同趣旨を付記した上で、本件表現活動1ないし23は、公表を見合わせるべき特段の事情も認められないことから、別表1ないし3中の本件表現活動1ないし23に記載された内容で公表することが適当であると認める。また、本件表現活動24は、本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態であっても、「屑在日どもの巣、大阪市生野区」、「バ韓国籍のオス」と記載するのが適当であると認める。

なお、諮問書別紙の2(2)に記載される「本件各表現活動中、本件各記事及び本件ポストにおいて該当する表現の内容の概要欄記載のとおり」を「本件各記事及び本件ポストについて下記別表1ないし3に記載のとおり」とするのが適当である。

また、別表1ないし3中、それぞれ最上段左から3列目の欄に記載される「本件各記事において該当する表現の内容の概要(注)」中の「該当する」については、誤解が生じないよう「ヘイトスピーチに該当する」と明示されたい。併せて、別表3については、当該欄に記載されている表現の内容の概要は、本件各記事だけでなく、本件ポストの内容の概要についても記載しているのであるから、「本件各記事」を「本件各記事及び本件ポスト」とするのが適当である。

(3) 本件各表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容について

上記2に記載のとおり、諮問書別紙の1に記載された表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容は適当なものと認められることから、諮

問書別紙の2(3)に記載された内容の公表は適当であると認められる。なお、諮問書別紙の1に記載されている「視聴」という文言については、「閲覧」とするのが適当である。

(4) 本件各表現活動を行ったものの氏名又は名称について

5 ア 氏名又は名称自体の公表について

諮問書別紙の2(4)の本件表現活動1ないし23を行ったものの「【本件表現活動24が削除された場合】」に記載された内容は、本件表現活動者の氏名又は名称が現時点では判明していないことを踏まえ、本件表現活動1ないし23を行ったものの本件表現活動者プロフィールにおいて使用されている本件表現活動者名称(以下「本件プロフィール名」という。)を公表するものである。また、本件表現活動24を行ったものの「【本件表現活動24が削除された場合】」に記載された内容は、本件表現活動者の氏名又は名称が現時点では判明していないことを踏まえ、本件表現活動24を行ったもののユーザー名(以下「本件ユーザー名」という。)を公表するものである。

10 本件各表現活動を行ったものの氏名又は名称自体の公表は、その所在が不明であるため、条例第5条第1項ただし書に基づき行わないことが適当である。

イ 本件プロフィール名及び本件ユーザー名の取扱いについて

20 次に、本件プロフィール名及び本件ユーザー名(以下「本件プロフィール名等」という。)は、本件ウェブサイト及び本件サイトの投稿者や閲覧者の間では、通称として機能しているなど社会的に認知されているといえる。

このことからすると、本件プロフィール名等を公表した場合には、氏名又は名称の公表と同一視はできないものの、これと類似した一定の効果を得られることができると考えられる。

よって、表現活動を行ったものの氏名又は名称の公表に至らない本件においては、本件プロフィール名等を、条例第5条第1項に規定する氏名又は名称に準ずるものとして取り扱うことが適当である。

30 なお、文脈上、本件表現活動者が本件プロフィール名等を用いて本件各表現活動を行ったことは明らかではあるが、その理由については、必ずしも明確ではない。本件表現活動1ないし23を行ったものと本件表現活動24を行ったものが同一であると判断した理由についても記載されたい。

35 ウ 本件ポストの現況について

しかしながら、本件においては、上記2のとおり、本件表現活動24について、本件ポストが削除されておらず、引き続きインターネットを利用して不特定多数のものが閲覧できる状態に置かれていることから、「【本件表現活動24が削除された場合】」の内容を公表することは、表現の内容の概要を公表するよりも、差別の拡散を助長するおそれが高いものと考えられる。

エ 小括

以上のことから、諮問書別紙の2(4)に記載された内容の公表は「【本件表現活動24が削除されない場合】」とするのが適当であると認める。なお、「【本件表現活動24が削除されない場合】」に記載されている「視聴」という文言については、「閲覧」とするのが適当である。

5

4 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

10 (参考) 答申に至る経過

令和4年度 令4-1

年 月 日	経 過
令和 7年 12月 5日	諮問（拡散防止の措置及び公表内容）
令和 7年 12月 5日	調査審議（論点整理）
令和 7年 12月 22日	調査審議（論点整理）
令和 8年 1月 30日	調査審議（答申案）
令和 8年 2月 24日	調査審議（答申案）
令和 8年 3月 16日	調査審議（答申案）
令和 8年 3月 23日	答申（拡散防止の措置及び公表内容）

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

5 インターネット上の特定のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の管理  
者（以下「本件表現活動者」という。）が、本件ウェブサイトのウェブページ（以  
下「本件各ウェブページ」という。）において、意見などの記事（以下「本件各記事」  
という。）を投稿し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が  
閲覧できる状態に置き、また、本件ウェブサイト内に掲載されているウェブページに  
10 関する内容について、インターネット上の短文投稿サイト「X」（<https://x.com/>。  
以下「本件サイト」という。なお、令和5年7月23日以前までは「X」の名称は「Twi  
tter」、「ポスト」の名称は「ツイート」であったが、本件では、便宜上、時期の前後  
を問わず、統一して「X」及び「ポスト」を使用する。）にポスト（以下「本件ポ  
スト」という。）を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた24個の行為  
15 （以下下記別表1ないし3中、項番欄記載番号1ないし24の順に24個の行為をそれ  
ぞれ「本件表現活動1」ないし「本件表現活動24」とし、本件表現活動1ないし  
24を併せて「本件各表現活動」という。）は、ヘイトスピーチに該当する。

(2) 本件各表現活動に係る表現の内容の概要

本件各記事及び本件ポストについて下記別表1ないし3に記載のとおり

20 ※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に  
周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進  
し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本  
市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点  
25 から公表するものである。

(3) 本件表現活動1ないし24に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の  
内容

30 本件表現活動24について、本件サイトを運営するプロバイダ（以下「本件プロバイ  
ダ」という。）に対し、令和7年11月11日付けで本件ポストにおける報告フォームを  
通じて、また、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、削除申出窓口として設け  
られた権利侵害が疑われるポストに関する申請を受け付ける専用の申請ページにお  
いても差別表現を含む旨の報告を行い、併せて郵送による削除要請を行った。

35 その後、令和7年11月26日現在においても、引き続き、本件サイトに本件ポストが  
掲載され、不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれていたことから、本件プロバイ  
ダに対して本件ポストの削除要請を行うよう、同日付けで大阪法務局に依頼した。

なお、本件表現活動1ないし23については、インターネット上で公開されている本  
件各ウェブページが閲覧できない状態になっており、表現の内容が拡散することは  
ないため、特段の措置はとらない。

(4) 本件各表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動1ないし23)

本件表現活動1ないし23については、インターネット上で公開されている本件

各ウェブページが閲覧できない状態となっているが、本件表現活動者プロフィールにおいて使用されている本件表現活動者名称（以下「本件プロフィール名」という。）については、本件ポストに表示されるユーザー名に係るプロフィールにおいても使用されていること、また、本件各表現活動の表現の内容の類似性等を総合的に勘案すると、本件表現活動1ないし23を行ったものと本件表現活動24を行ったものとは同一であると推認される。

したがって、本件各ウェブページが閲覧できない状態であっても、本件表現活動24が令和7年12月4日現在においても不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれている状況で、本件プロフィール名を公表することにより、本件表現活動24に行き当たることで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったものの意図・目的に沿うような事態になることも想定されるため、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

※ 本件表現活動1ないし23を行ったものに係る本件プロフィール名については、氏名又は名称と同一視はできないものの、本件ウェブサイトの投稿者や閲覧者の間では通称として機能しているなど、社会的に認知されており、氏名又は名称に準ずるものとして扱うことに合理性があると考えられることから、当該名称を氏名又は名称に準ずるものと判断している。

(本件表現活動24)

本件表現活動24が令和7年12月4日現在においても不特定多数の者が閲覧できる状態に置かれており、本件ポストに表示されるユーザー名を公表することで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったものの意図・目的に沿うような事態になることも想定されるため、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

※ 本件表現活動24を行ったものに係る本件ポストに表示されるユーザー名については、氏名又は名称と同一視はできないものの、本件サイトの投稿者や閲覧者の間では通称として機能しているなど、社会的に認知されており、氏名又は名称に準ずるものとして扱うことに合理性があると考えられることから、本件ポストに表示されるユーザー名を氏名又は名称に準ずるものと判断している。

別表1

項番	記事投稿日	本件各記事においてヘイトスピーチに該当する表現の内容の概要（注）
1	平成25年1月25日	「迷惑かけんな、息すんな、子孫を残すな」
2	平成25年2月27日	「『南朝鮮人イコール犯罪者』なので、入国禁止とともに在日どもを強制送還させるべきですね」
3	平成25年5月24日	「徹底的に洗い出しを行って在日どもも半島に送り返したいものです」
4	平成25年9月22日	「諸悪の根源とも言える糞在日チョン」 「帰ろうと思えばいつでも帰れたというのに、自分から進んで日本に残った糞ども」 「憎っき日本の住むよりも、さっさと祖国に戻ってくださいませ」
5	平成26年1月8日	「糞在日どもの特権を一刻も早く取り上げて、我が日本から追い出さなければなりませんね」
6	平成26年2月5日	「糞チョン同士での殺し合いなのであまりクチを挟みたくないんですが、この日本ではなく祖国でやってほしいものです」
7	平成26年6月5日	「片っ端から捕まえて処分するのが正義なのです」 「屑チョンどもが存在しない日本を取り戻すべく、当ブログで声を上げ続けていきたい」

（注）本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する表現であることが、文脈上明らかである。

また、当該表現の内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該表現の内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

別表2

項番	記事投稿日	本件各記事においてヘイトスピーチに該当する表現の内容の概要（注）
8	平成25年1月26日	「キムチを常用に食しているヒトモドキどもが一斉に死なないものかなあ」
9	平成25年5月30日	「何度も言いますが、良い朝鮮人なんぞ存在しません」 「日本国からチョンの血を持つものをせん滅するのが一番なのです」

10	平成25年11月15日	「日本にいる韓国人を問答無用で殺処分したいものです」
11	平成25年11月26日	「一刻も早くきゃつらを絶滅させない限り、この地上が浸食されていく一方です」
12	平成25年12月19日	「日本に巢食っている在日や帰化チョンどもを遠くの海域にまとめて投棄したいものです」
13	平成26年 1月10日	「今現在日本に存在している全ての糞チョンどもを死刑台に送りたい」
14	平成26年 2月18日	「この日本に巢食っている糞チョンは必ず法を犯しているのです」 「見かけ次第どんどん通報して、日本の浄化に貢献したいものです」
15	平成26年 4月16日	「屑チョンは罪の大小問わず、見かけ次第銃殺するのが一番でしょう」
16	平成26年 5月12日	「もし被害者が日本人だった場合、罪の重さに関係なく即日死刑にしてほしいものです」
17	平成26年 6月11日	「屑チョンを殺すことが正義となる日を待ち望んでいます」
18	平成26年 7月23日	「一刻も早く全世界規模で屑チョンを害獣指定してほしいものです」 「その暁には猟銃免許を取得して、チョン狩りに日参する予定です!!」
19	平成26年 8月20日	「屑チョンの犯罪者なんざ、罪の大小問わずにまず死刑」 「その後、罪の重さにあわせて一族郎党を殺処分」 「もし天涯孤独の身だったら、付近にいる糞ゴミをしょっぴいて殺処分」
20	平成27年 6月24日	「息をしている屑チョンどもは1匹の例外も無く、人類に害を与える犯罪者なのです」 「きゃつらを無害なものにするためにも、見かけ次第土に還してあげるのが正しい行いと言えるでしょう」

(注) 本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも特定人等に対する表現であることが、文脈上明らかである。

また、当該表現内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該表現内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

別表 3

項番	記事投稿日	本件各記事及び本件ポストにおいてヘイトスピーチに該当する表現の内容の概要 (注)
21	平成25年 1月30日	「チョン共はゴキブリ以下ですね」

22	平成25年4月1日	「お前らチョンを差別してるのではなく、劣等種として区別しているだけ」
23	平成26年6月3日	「屑ナマポ受給者1匹減！ 高速道路で韓国籍のオスが轆き逃げされて死亡」 「大阪の高速道路で害獣が一匹死んでいたようです」
24	平成28年6月5日	「屑在日どもの巣」 「ハ韓国籍のオス」

(注) 本欄に記載されている表現は、ヘイトスピーチ該当性があると当審査会において判断した複数ある表現のうちの一部であり、いずれも特定人等に対する表現であることが、文脈上明らかである。

また、当該表現内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該表現内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。